

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 30 回 コーデックス総会

日時 : 2007年7月2日(月)～7月7日(土)

場所 : ローマ(イタリア)

議 題

第1章 はじめに	
1.	議題の採択、議事運営
2.	第59回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 地域調整部会からの報告
第2章 手続き等に関する案件	
4.	手続きマニュアルの改正
a)	手続きルールの改正
b)	手続きマニュアルのその他の改正
第3章 コーデックス規格と関連文書	
5.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)
6.	ステップ5の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	新規の規格及び関連文書策定及び作業中止の提案
第4章 計画及び予算に関する事項	
9.	財政及び予算に関する事項 2008/2009 予算の提案
10.	2007～2009年のコーデックス会議のスケジュールの提案
11.	コーデックス委員会の戦略的計画
第5章 方針及び一般問題	
12.	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他のFAO及びWHOの作業に対するFAO/WHO合同評価の実施
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
13.	部会及び特別部会の報告から提起された事項

14.	コーデックス委員会とその他の国際組織との関係
15.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
16.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
第6章 選出と指名	
17.	地域調整国の指名
18.	コーデックス委員会議長・副議長の選挙
19.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第7章 その他の事項	
20.	その他の作業
21.	報告書の採択

第30回コーデックス総会結果報告

○第3章：コーデックス規格と関連文書

議題5. Part1 ステップ8、5/8及び5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

<汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	審議結果
缶詰食品及び缶詰飲料中のスズの最大基準値案	缶詰飲料中のスズについて 150 mg/kg、その他の缶詰食品中のスズについて 250 mg/kg の最大基準値案の最終採択が諮られたもの。	ECは、現行の最大基準値案では、影響を受けやすい集団においては、JECFAが設定したPTWIを超過する恐れがあること、また、GMP等により更に低い基準値を設定することも可能であるとして留保を示したが、原案どおり採択された。 我が国から、GSCTFスケジュールIにおいて、個別食品規格由来の缶詰食品中のスズの最大基準値を削除する必要がある旨提案したところ、コーデックス事務局より、今回採択された最大基準値により個別食品規格由来の最大基準値は置き換えられる、また、今回採択された個別食品規格の様式の修正（汚染物質のセクションにおいてGSCTF等を直接引用する）に従って、順次、個別食品規格の汚染物質セクションの整理を行う旨、回答がなされた。
ワイン中のオクラトキシンA汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	ワイン中のオクラトキシンA濃度が顕著な地域において適用される、ぶどう栽培、ワイン製造工程等におけるオクラトキシン汚染の防止・低減のための実施規範原案の最終採択が諮られたもの。	英語版に編集上の修正がなされた上、採択された。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	審議結果
GSFA の食品添加物条項案及び原案	GSFA に規定する 20 の甘味料及びその他の添加物（Acesulfame potassium, Alitame, Aspartame, Benzoyl peroxide, BHA, BHT, Castor oil, Cyclamates, DATEM, EDTAs, Neotame, Polydimethylsiloxane, Polysorbates, Polyvinyl alcohol, Propylene glycol esters of fatty acids, Quillaia extract, Saccharin, Sucralose, Sulphites, TBHQ）条項の最終採択が諮られたもの。	キューバが Alitame の条項について留保を示したが、原案どおり採択された。これら添加物条項の採択により、GSFA と個別食品規格の間に生じる不整合については、現時点では修正作業を行わず、まずは GSFA の完成を優先すべきとした第 59 回執行委員会の勧告が承認された。
食品添加物の国際番号システム修正原案	JECFA による評価が終了した食品添加物等に国際番号を割り当てるもの。	特段の議論なく、採択された。コーデックス事務局に対して、今回の採択により生じた INS の修正を個別食品規格の添加物条項に反映させる作業を実施するよう、依頼がなされた。
第 67 回 JECFA から提起された食品添加物の同一性及び純度の規格	第 67 回 JECFA で決定した新規・改訂食品添加物の規格の承認及び JECFA 規格とコーデックス規格において違いがある規格についての見直し。	特段の議論なく、採択された。

<魚類・水産製品部会（CCFFP）>

事項	概要	審議結果
魚類及び水産製品に関する取扱規範原案（コーティングされた急速冷凍製品、塩蔵魚、関連する定義）	「魚類及び水産製品に関する取扱い規範原案」の衣（バター）やパン粉でコーティングされた急速冷凍水産製品の項（§ 10）のうち、貝及びエビの加工処理に関するセクション（§ 10.4 及び 10.5）、塩蔵魚類に関する定義（§ 2.7）及び塩蔵魚類の加工に関するセクション（§ 11）について、ステップ 5/8 で採択することが諮られたもの。	CCFFH から提案された修正を加えた上で、採択された。

イワシ及びイワシ類缶詰製品規格の修正原案（新魚種追加）	チリから提案されていた、ペルー近海で漁獲される <i>Clupea bentincki</i> を製品の定義に示された魚種リストに追加すること、また、上記規格の表示セクション：Name of food（食品名）について、魚種の標記を“X Sardine”（“X”は製品が販売される国の法律及び習慣に従い、国名、地理的な区域、魚種名または魚種の一般的な名称、あるいはこれらの組み合わせ）とすることについて、ステップ 5（迅速化手続き）で採択することが諮られたもの。	ペルー及びモロッコより、関係者のこれまでの協力に対して謝意が述べられた上で、原案どおり採択された。
-----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
食用ぶどう規格案及び原案	熟度要件及び房の最小重量の規定をステップ 5/8、その他の部分をステップ 8 で採択することが諮られたもの。	熟度要件について、種類、地域による差を反映していないと、米国が留保を示したが、原案どおり採択された。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	審議結果
卵及び卵製品の衛生実施規範改訂案	FAO/WHO による卵中の <i>Salmonella</i> 属に関するリスク評価の結果等、最近の科学的知見に併せて改訂された「卵及び卵製品の衛生実施規範」について、最終採択が諮られたもの。	特段の議論なく、採択された。
調理済み食品中の <i>L. monocytogenes</i> の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン案	調理済み食品中の <i>L. monocytogenes</i> を管理する場合に特に必要となる製造から消費までに関する食品衛生上の原則を述べたガイドラインについて、最終採択が諮られたもの。	文書のタイトルに“Ready-to-eat”を追加するとともに、セクション 9.3「表示」に、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」を引用する修正を加えた上で、採択された。

<p>微生物学的リスク管理 (MRM) の実施に関する原則及びガイドライン案</p>	<p>本原則及びガイドライン案は、第27回総会が2004年に定義を採択した食品安全目標値(FSO)、達成目標値(PO)、達成規準(PC)等の概念を取り入れ、微生物学的リスク評価の結果を活用した、リスク管理の実施方法について討議しているもの。FSO等の新しい概念に関する記述を除く本体部分及びリスクプロファイルに含むべき事項の例示の部分のみ、最終採択が諮られたもの。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

< 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	審議結果
<p>公的証明書の一般的様式及び証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドラインの改訂原案</p>	<p>電子証明などの新たな技術の位置付けを行うほか、証明書の偽造や無効な証明書についても取り上げるとともに、荷口ごと以外にも、出荷施設リストに基づく一括証明方法などについても取り上げている。ステップ5/8で採択することが諮られた。</p>	<p>各国からの書面によるコメントを受けて、タイトルから「一般的様式」を削除した他、パラグラフ18及び34について内容を明確化する修正を加えた上で採択された。</p>

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
<p>有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン 付属書2：表3（使用可能な食品添加物の表）の修正案</p>	<p>GSFAの改訂作業を反映させた表の修正。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	審議結果
<p>ファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格案</p>	<p>脂肪分10%以上90%以下のスプレッドの規格案。マーガリンは含まれるがバター及びデリースプレッドは含まない。第19回CCFO（2005年）で合意されなかった食</p>	<p>CCFA及びCCMASの勧告に基づく修正を加えた上で採択されたが、CCFOは、JECFAのアナトー抽出物に関する新たな毒性学的</p>

	品添加物条項が、第 20 回 CCFO（2007 年）で合意され、最終採択が諮られたもの。	な勧告に従い、アナトー抽出物の基準値を見直すこととされた。
--	-----------------------------------------------	-------------------------------

<一般原則部会（CCGP）>

事項	概要	審議結果
加盟国が適用する食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案	作業部会（2006 年 9 月）での検討を経て 24 回 CCGP で検討され、いくつか修正がなされた上でステップ 5/8 で採択することが諮られたもの。	ステップ 6 で再度意見を求めるべきとする意見（主として中南米）と、今次総会での最終採択を望む意見（エジプト、スイス、ケニア、オーストラリア、カナダ、EC、カメルーン、ジャマイカ、韓国、フランス、米国）とに分かれたが、最終的にステップ 5/8 で採択された。 コスタリカ、メキシコ、パラグアイ及びタイは、ステップ 6, 7 を省略するとの決定に対して留保を示した。また、アルゼンチン、コスタリカ、パラグアイ及びタイは、パラグラフ 12 の第 1 文（「予防措置はリスク分析に固有の要素である。」）について留保を示した。 また、総会の議論とは直接関係無いが、チリ、メキシコ、パラグアイ及び南アフリカは、全てのメンバーが参加していない作業部会における審議結果を重視した CCGP の方針そのものについて留保を示した。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	審議結果
乳児用調製粉乳及び特殊医療	通常の乳児用調製粉乳（セクション A）、特殊医療を目的	アルギニン酸については、単なるミスによ

<p>を目的とした乳児用調製粉乳規格改訂案</p>	<p>とした乳児用調製粉乳（セクション B）の両方を最終採択するよう総会に諮られたもの。</p>	<p>り記載されていたことから削除することで合意された。 また、コートジボワール、WHO 等から、「衛生」のセクションにおいて、WHO が公表した「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」を引用するよう提案がなされたが、これについては現在 CCFH において、調製粉乳の衛生実施規範の改訂作業中であるため、この作業において WHO のガイドラインを十分考慮するよう注意を促すこと、また、CCFH の改訂作業が終了した段階で CCFHSDU が本規格を再検討することを確認した上で採択された。</p>
---------------------------	--------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	審議結果
<p>果実・野菜漬物規格案</p>	<p>果実・野菜を自然発酵あるいは酸化剤とともに、貯蔵し、製造された酸味のある、または酸性化製品の規格案。キュウリの漬物及びキムチは除外されている。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>
<p>加工トマト濃縮物規格案</p>	<p>トマトピューレ及びトマトペーストの規格案。トマトソース、チリソース、ケチャップなどの加工度の高い製品は含まない。</p>	<p>キューバ、エジプトが留保を示したが、原案どおり採択された。</p>
<p>トマト貯蔵製品規格案</p>	<p>トマト缶詰などの包装されたトマトの貯蔵製品の規格案。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>
<p>かんきつ類缶詰規格案</p>	<p>グレープフルーツ、マンダリンオレンジ、スイートオレンジ類、プメロの缶詰製品の規格案。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値（MRL）案及び原案	第 39 回 CCPR で審議された 20 農薬の MRL 案について最終採択を諮られたもの。	EC 及びノルウェーから、Indoxacarb (216) の MRL の採択について強い反対がなされたが、WHO より、Indoxacarb については 2006 年に JMPR が再評価を実施し、前回の評価結果を維持するとの結論を下しており、その旨第 39 回 CCPR にも報告済みであるとの説明がなされた。 総会は、CCPR の報告書から漏れてしまっていた Boscalid (221)の MRL については除外する旨注釈を付けた上で、原案を採択した。 EC 及びノルウェーは、Endosulfan (32), Pirimicarb (101), Propamocarb (148), Fenprothrin (185)及び Pyraclostrobin (210) の MRL について留保を示した。

Part2. 採択に掛けられる規格及び関連文書

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
規格案・原案に含まれている分析法	果実・野菜漬物規格案、加工トマト濃縮物規格案、トマト貯蔵製品規格案、かんきつ類缶詰規格案、コチュジャン規格原案、活及び生鮮二枚貝類製品規格原案、ファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格案及び名前をついた植物油規格修正案：米ぬか油で規定されている分析法。 油脂規格、ココアバター規格、栄養表示のガイドライン	ブラジルが、CCPFV からの 4 規格の分析法及び油脂規格の分析法の更新について留保を示したが、原案どおり採択された。

	分析法に規定されている分析法の更新。	
--	--------------------	--

Part3.総会で保留されていた規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会（CCR VDF）>

事項	概要	審議結果
牛ソマトトロピン（BST）の最大残留基準値（MRL）案	BST の最大残留基準値案については、第 50 回 JECFA の評価結果に従って設定された MRL 案を採択すべきとする意見と、other legitimate factor（その他の正当な要因）を考慮して、そもそも成長ホルモンについて MRL を設定すべきでないとする意見に分かれ、第 23 回総会（'99）においてステップ 8 で保留されたまま現在に至る。	本規格案が長期間ステップ 8 に留め置かれているという特異な状況について懸念を示す意見がいくつかの国から述べられ、何らかの手続きを策定すべきとの提案もなされたが、前回総会以降、メンバー国から本件に関して具体的な要請がなされていないことから、今次総会においても内容については議論されず、引き続きステップ 8 に留め置かれることとなった。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
個別チーズ規格案及び原案（チェダー、ダンボ、エダム、ゴータ、ハヴァーティ、サムソー、エメンタール、ティルシター、セントポーリン、プロボローネ、カッテージチーズ、クロミエ、クリームチーズ、カマンベール、ブリー、モッツアレラ）	左記の規格案・原案中の原産国（製造国）表示規定に関し、再度食品表示部会で検討することが、第 29 回総会において決定されたもの。 第 35 回食品表示部会（2007 年 4 月）で、原産国表示規定を含んだ規格案を原案通りステップ 8 に進めることが合意された。	エメンタール以外のチーズ規格については、特段の議論なく採択された。 エメンタールについては、スイスが、スイスを歴史的な発祥国として脚注に追加するよう CCFL で提案したが考慮されなかったため、再度 CCFL に戻して検討すべきと提案したが、他に支持がなかったため、議長は改訂案を採択すると決定した。 スイスがこの決定に強く反対したため投票となり、スイス提案は賛成 23、反対 70（棄

		権 11) で却下され、議長の決定どおり、改訂案が採択された。
--	--	---------------------------------

議題 6. ステップ 5 の規格原案及び関連文書

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	対処方針
香料の使用に関するガイドライン原案	香料をコーデックスシステムに取り込むため香料の使用のガイドラインを策定している。 部会で合意が得られなかったセクション 4 : Biologically Active Substances (生物学的活性物質) 及び付表 A&B 以外の部分について、予備採択することを総会に諮られたもの。	特段の議論なく、採択された。

< アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	審議結果
コチュジャン規格原案	コチュジャンの規格原案。第 15 回 CCASIA (2006 年) において、ステップ 5 で総会に諮り、ステップ 6 以降は、穀物豆類部会 (CCCPL) で作業を進めるよう勧告することに合意された。	韓国がステップ 6 から国際規格として検討するよう求めたが、議題 12b) 提案 8 の議論の後に再度検討されることとされた。議題 12b) の後に検討したところ、第 59 回執行委員会の勧告を受け入れることを韓国が表明したため、原案はステップ 5 で採択されるとともに、ステップ 8 まで地域規格として策定されることとされた。
朝鮮人参規格原案	食品用の朝鮮人参の規格原案。第 15 回 CCASIA (2006 年) において、ステップ 5 で総会に諮り、ステップ 6 以降は、加工果実・野菜部会 (CCPFV) で作業を進めるよう勧告することに合意された。	

<魚類・水産製品部会（CCFFP）>

事項	概要	審議結果
魚類及び水産製品に関する取扱規範原案（活及び生鮮二枚貝、ロブスター及びカニ、関連する定義）	「魚類及び水産製品に関する取扱い規範原案」のうち、活・生鮮二枚貝に関する項（§7）、ロブスター・カニの加工に関する項（§13）及びその定義に関する事項等について、予備採択することを総会に諮られたもの。	特段の議論なく、採択された。
活及び生鮮二枚貝類製品の規格原案	活及び生鮮二枚貝の規格について、予備採択することが総会に付託されていたもの。本規格原案のうち、食品衛生（糞便大腸菌群、大腸菌、腸炎ビブリオの微生物規格及び貝毒に関する規格）、分析方法及び表示部分に関しては、関係部会の承認を得ることとされている。	原案どおり採択されたが、CCFFP に対して、CCFH から提出された質問事項及び貝毒に関する更なる科学的アドバイスの必要性について検討するよう勧告することとされた。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正原案：エチレンの追加	キウイフルーツ及びバナナへ追熟のためのエチレンの使用を可能とするための修正。	原案どおり採択された。キューバ及びエジプトが、GAP に基づき生産され、また、全ての有機の条件に適合している時のみ使用されるべきとコメントし、当該コメントは、ステップ7での検討の際に考慮することとされた。
包装食品の表示に関する一般規格の修正原案：原材料の量に関する表示	現行の「包装食品の表示に関する一般規格」における原材料の量に関する表示について、規定内容を拡大するための修正原案。	原案どおり採択された。ノルウェーが、WHO グローバル戦略に関連し、糖類に関する文言の削除に懸念を示し、CCFL でさらに検討すべきと発言した。
栄養・健康強調表示に関する広告の定義原案	栄養・強調表示の使用のためのガイドラインにおいて使用される広告の定義原案。	原案どおり採択されたが、最終的にどの文書にこの定義を収載するか明確にするよう、CCFL に対して勧告することとされた。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値原案	第39回CCPRで審議された4農薬のMRL案について予備採択を諮られたもの。	編集上の修正がなされた上で、採択されたが、Endosulfan (32)のMRLについてEC及びノルウェーが留保を示した。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	審議結果
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト原案	栄養素の純度条件及び食品添加物リストの改訂を受けて、推奨リストの改訂作業が進められているもの。	特段の議論なく、採択された。

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	審議結果
ジャム、ゼリー、マーマレード規格原案	ジャム、ゼリー、マーマレードの規格原案	特段の議論なく、採択された。
野菜缶詰規格原案（一般規定）	野菜缶詰規格原案の一般規定の予備採択を諮られたもの。個別の野菜種について規定した付属書はステップ2に戻されている。	特段の議論なく、採択された。

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
ビターキャッサバ規格原案	スウィートキャッサバに含まれないシアン含有量の高い品種を対象とした規格原案。	原案どおり採択された。別の問題として、シアン化水素の基準値をCCCFで検討すべきとの執行委員会の勧告に同意した。
生鮮野菜・果実の品質規格の適合についての検査・認証に関するガイドライン原案	生鮮果実・野菜の品質検査及び証明書に関するガイドライン原案。	原案はどおり採択された。CCFICSとCCMASに送付し意見を求めることとされた。

<汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	審議結果
植物たんぱく質酸加水分解物（酸-HVP）を含む液体調味料（本醸造しょうゆを除く）における3-クロロプロパンジオール（3-MCPD）の最大基準値原案	酸-HVPの製造過程で生じる3-MCPDについて、酸-HVPを含む液体調味料の最大基準値原案（0.4 mg/kg）の予備採択が諮られたもの。	3-MCPDの最大基準値は、可能な限り低く設定されるべきで、下記実施規範が導入されれば0.4 mg/kgより低い値であっても達成可能であるとして、EC及びノルウェーが留保を示したが、原案どおり採択された。
酸-HVP及び酸-HVPを含む製品の製造過程における3-MCPDの低減に関する実施規範原案	植物性たんぱく質を酸加水分解する工程で生じるクロロプロパノール類の一種である3-MCPDについて、酸-HVP及び酸-HVPを含む製品の製造過程における低減に関する実施規範原案の予備採択が諮られたもの。	特段の議論なく、採択された。

議題7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	審議結果
食品添加物の同一性及び純度のコーデックス規格	食品添加物のJECFA規格と相違があるコーデックス5規格について廃止することが諮られたもの。	特段の議論なく、廃止が承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
コーデックス農薬残留基準値	第39回CCPRで審議された、13農薬のコーデックス農薬残留基準値について廃止することが諮られたもの。	特段の議論なく、廃止が承認された。

<汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	審議結果
CODEX STAN 248-2005 ：カドミウムの最大基準値の廃止	我が国及びオランダの提案に基づき、第1回 CCCC Fにおいて「Brassica vegetables」、「Bulb vegetables」、「Fruiting vegetables, Cucuribits」、「Fruiting vegetables, other than Cucuribits」、「leafy vegetables」、「Potato」、「Root and tuber vegetables」、「Stalk and stem vegetables」、「Wheat」のカドミウムの個別基準値（「CODEX STAN 248-2005」）を廃止することを総会に諮ることを合意したものの。	特段の議論なく、廃止が承認された。

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	審議結果
① CODEX STAN15-1982：グレープフルーツ缶詰のコーデックス規格 ② CODEX STAN68-1981：マンダリンオレンジ缶詰のコーデックス規格	左記規格はかんきつ類缶詰規格案（議題5参照）に含まれることから、この規格案が最終採択されたため廃止されるもの。	特段の議論なく、廃止が承認された。

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	審議結果
① CODEX STAN32-1981：マーガリンのコーデックス規格 ② CODEX STAN135-1981：マイナリンのコーデックス規格の廃止	左記規格はファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格案（議題5参照）に含まれていることから、この規格案が最終採択されたため廃止されるもの。	特段の議論なく、廃止が承認された。

<魚類・水産製品部会（CCFFP）>

事項	概要	審議結果
① CAC/RCP35-1985：冷凍バター及び/又はパン粉付き水産製品の取扱い規範 ② CAC/RCP26-1979：塩蔵魚類の取扱い規範	①の規範は魚類及び水産製品に関する取扱い規範案（議題5参照）のセクション10：衣（バター）やパン粉でコーティングされた急速冷凍水産製品、②の規範は同取扱い規範案のセクション11：塩蔵魚類の加工に包含されることから、これらセクションが最終採択されたため廃止されるもの。	特段の議論なく、廃止が承認された。

議題8．規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

－新規作業－

<魚類・水産製品部会（CCFFP）>

事項	概要	審議結果
魚類・水産製品規格へ魚種を追加するための手続きの改訂	いわし及びいわし類缶詰製品規格に魚種を追加する提案が合意された（議題5参照）ことに伴い、魚類及び水産製品規格へ魚種を追加するための手続きを改訂するもの。	本手続きはCCFFP内部での使用を目的としたものであるが、より透明性を高めるべきとするモロッコ、チリの意見を受け、完成文書を手続きマニュアルに収載することを検討するようCCFFPに勧告した上で、新規作業として承認された。
急速冷凍フィッシュスティックの規格修正（窒素係数への新たな魚種の追加）	タイから「急速冷凍フィッシュスティック（フィッシュフィングー）・切り身のパン粉又はバターの衣つき」の表示に関する規格の表2（白身魚の含有量を算出するための暫定窒素係数）に熱帯水域の魚種の窒素係数を新たに追加する作業が提案されたもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

フィッシュソース規格	本製品は様々な名称で国際的に流通しており、また、各国が独自の国内規格を有していることから貿易に支障を来しているとの理由で、ベトナムから新規作業として提案されたもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
生鮮／活及び冷凍あわびの規格	南アフリカから、国際取引の重要性に鑑み、生鮮／活及び冷凍あわびの規格策定が提案されたもの。	対象範囲のあわび以外の腹足類への拡大について検討するよう CCFFP に勧告した上で、新規作業として承認された。

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	審議結果
果実・野菜缶詰の最小固形物重量管理のための計測学的規定を含んだサンプリング計画	果実・野菜缶詰規格で規定されている最小固形物重量の要件に適合しているか確認する際に用いるサンプリング計画の策定。	執行委員会の勧告を受けて、最小固形物重量を必要としない缶詰もあるため、タイトルに“in packing media”を加える修正をした上で、承認された。 米国の本作業の必要性について疑問を呈した。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	審議結果
栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析の策定及び適用	CCNFSDU に適用されるリスク分析の作業原則について検討するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<アジア地域調整部会（CCASIA）>

事項	概要	審議結果
チリソース規格	第15回 CCASIA で、タイより部会会議場で配布される文書（CRD）として提案され、総会に提出することが合意されたもの。	日本は、基本的に反対、タイトルを chili pepper based sauce などの性質を表すものに修正すべきとの発言を行った。韓国は日本支持。

		<p>米国及びタンザニアは、トマトをベースとしているチリソースが流通している、そもそも必要がない、地域規格の WTO 上の位置づけが不明確などとして反対。メキシコ、アルゼンチン、コロンビアは、アジア地域以外でも流通している製品が対象となる可能性があるとし、地域規格としての策定に懸念を示した。しかしながら、地域規格の提案であり、アジアの大多数の国からの同意があったとの理由で新規作業として承認された。</p> <p>また、CCPFV に情報提供を行い、国際規格とする必要性について意見を求めることとされた。さらに、メキシコから、次回 CCFFV でチリの規格案を提案するとの発言があった。</p>
さご椰子粉の規格	第 15 回 CCASIA で、インドネシアより CRD として提案され、総会に提出することが合意されたもの。	<p>日本から、サゴ澱粉は、サゴ粉とは製法、品質要件が異なるので対象から除外することを規格作成時に考慮すべきと発言した。</p> <p>本提案は新規作業として承認された。</p>

< バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) >

事項	概要	審議結果
微量に存在する組換え DNA 植物に関する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施のためのガイドラインの付属文書	各国の承認状況の違いから、ある国で承認された組換え DNA 植物が、未承認の国で食品中に微量に存在した場合の安全性評価のガイドラインを既存の植物ガイドラインの付属文書として作成する作業。安全性評価に関するデータの共有メカニズムについても、作業内容に含めることと	<p>新規作業として承認された。</p> <p>本作業に関連して、EC が、データ・情報共有メカニズムの必要性を強く主張し、FAO が他の国際機関と協調してそのようなメカニズムの構築を推進するよう要請</p>

	されている。	した。これを受けて、FAO より、現在、データベース作成の作業が進行中であり、その状況については TFFBT に情報提供される旨、回答がなされた。
--	--------	---------------------------------------------------------------------------

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	審議結果
ブロイラー鶏肉のカンピロバクター及びサルモネラ属のコントロールのためのガイドライン	適正衛生規範 (GHP)、HACCP、ハザード低減に関する特別な知識及びリスク評価に基づく管理手法を包含する一般的なガイドラインの作成。	執行委員会の勧告を受け、対象範囲をブロイラー (若鶏) 鶏肉から鶏肉一般に拡大するよう CCFH に勧告することとした上で、新規作業として承認された。ただし、JEMRA のリスク評価はブロイラー鶏肉を対象として実施されていることから、対象範囲の拡大は、更なるデータ/リスク評価並びに長期の作業時間が必要となる可能性も指摘された。 OIE からは、ブロイラーにおけるサルモネラ及びカンピロバクターに関する作業を実施する予定であり、本新規作業に貢献できる旨、情報提供がなされた。

< 油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	審議結果
名前のついた植物油規格修正：パーム核オレインとパーム核ステアリン	名前のついた植物油規格にパーム核オレインとステアリンの規定を追加するための修正。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	審議結果
乾燥いちじく中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範	乾燥いちじくのアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範の作成。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	審議結果
GSFA 食品分類システムの改訂	GSFA 食品分類システムのうち、①大豆製品の適切な配置及び②1対1対応するファットスプレッド規格（議題5参照）と分類番号 02.2（fat emulsions mainly of type water-in-oil）の整合性を図るため食品分類システムを改訂するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬の優先リスト（新農薬及び定期見直し農薬の追加）	JMPR に新規評価・見直しを優先的に依頼する農薬のリストの提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

－作業の中止－

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	審議結果
GSFA の食品添加物条項案及び原案に関する作業	GSFA に規定する 18 の甘味料及びその他の添加物（Acesulfame potassium, Alitame, Annatto extracts, Aspartame, Aspartame-acesulfame salt, Benzoates, Benzoyl peroxide, BHA, BHT, Castor oil, Cyclamates, DATEM, Neotame, Polysorbates, Polyvinyl alcohol, Saccharin, Sucralose,	特段の議論なく、作業中止が承認された。

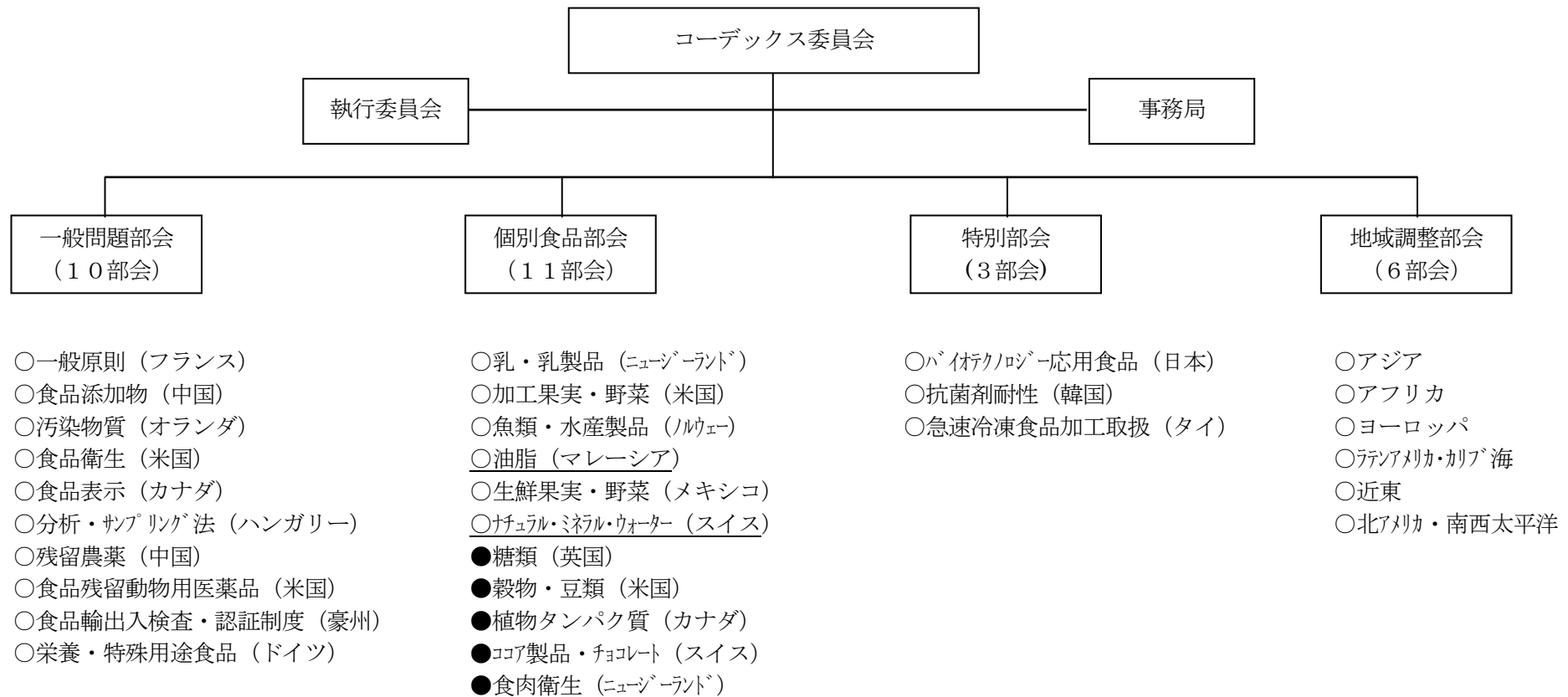
	Sulphites) 条項の作業中止に関する承認。	
--	---------------------------	--

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正原案：付属書2（使用可能な物質）表1へのチリ硝石の追加	チリ硝石の追加は、有機生産の原則に矛盾すること、資材の追加要件に該当しないことから、多くの加盟国の支持が得られず、第35回CCFLにおいて、作業中止を提案することに合意した。	チリが、科学データに基づかない物質が表1に追加されているにもかかわらず、科学的正当性を示したチリ硝石の追加が認められなかったのは、物質を表に追加する際の規準が統一的に適用されていないと発言したが、作業中止が承認された。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値案及び原案に関する作業	10農薬に関して、一部の食品の最大基準値作成の作業を中止することについて、承認が求められたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。



- 注) 1. ●印の部会は、休会中。
 2. () 内の国は、ホスト国名。
 3. 執行委員会は、議長、3 副議長、6 地域調整国 (アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ、欧州、近東、北米・南西太平洋) 及び 7 地域代表 (アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ、欧州、近東、北米、南西太平洋) で構成。
第 30 回総会 (2007 年) において、我が国がアジア地域代表として選出された。
 4. 下線部は、第 30 回総会で決定された事項。

第30回コーデックス総会以降1年間のコーデックス会合及び連絡協議会開催予定案

会議名	開催時期
第30回総会 (CAC)	7月2日(月)～7月7日(土)
第29回連絡協議会	2007年8月22日(水)
第17回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD)	9月3日(月)～9月7日(金)
第7回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT)	9月24日(月)～9月28日(金)
第30回連絡協議会	2007年10月10日(水)
第1回抗生剤耐性に関する特別部会 (TFAR)	10月23日(火)～10月26日(金)
第39回食品衛生部会 (CCFH)	10月30日(火)～11月4日(日)
第29回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)	11月12日(月)～11月16日(金)
第16回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)	11月26日(月)～11月30日(金)
第60回執行委員会 (CCEXEC)	12月4日(火)～12月7日(金)
第31回連絡協議会	2008年1月中旬
第8回乳・乳製品部会 (CCMMP)	2月4日(月)～2月8日(金)
第8回ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW)	2月11日(月)～2月15日(金)
第29回魚類・水産製品部会 (CCFFP)	2月18日(月)～2月23日(土)
第1回急速冷凍食品に関する特別部会 (TFPHQFF)	2月25日(月)～2月29日(金)
第32回連絡協議会	2008年3月上旬
第29回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)	3月10日(月)～3月14日(金)
第33回連絡協議会	2008年3月下旬
第2回汚染物質部会 (CCCF)	3月31日(月)～4月4日(金)
第40回残留農薬部会 (CCPR)	4月14日(月)～4月19日(土)
第40回食品添加物部会 (CCFA)	4月21日(月)～4月25日(金)
第36回食品表示部会 (CCFL)	4月28日(月)～5月2日(金)
第14回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)	5月5日(月)～5月9日(金)
第34回連絡協議会	2008年6月上旬
第61回執行委員会 (CCEXEC)	6月25日(水)～6月28日(土)
第31回総会 (CAC)	6月30日(月)～7月5日(土)

コーデックス委員会とその他の国際政府間組織との関係（議題 14a）（第 30 回総会報告書からの抜粋）（仮訳）

<i>Relation between Codex and the World Organisation for Animal Health (OIE)</i>	コーデックスと国際獣疫事務局（OIE）との関係
<p>210. The Commission was reminded that at its 28th Session it had endorsed the recommendations of the 55th Session of the Executive Committee related to the collaboration between Codex and OIE and that the effectiveness of cooperative arrangements between Codex and OIE in accordance with the recommendations should be reviewed by the 30th Session of the Commission with a view to considering if further arrangements would be necessary or desirable, including those provisions mentioned in paragraph 13 of the <i>Guidelines on Cooperation with International Intergovernmental Organizations</i>.</p>	<p>210. 第 28 回総会において、コーデックスと OIE との協力に関する第 55 回執行委員会の勧告を承認したこと、及びこの勧告に従ったコーデックスと OIE との協力に関する取決めの効果を第 30 回総会において検証し、「国際政府間組織との協力に関するガイドライン」の paragraph 13 に記載された規定も考慮に入れ、更なる取決めが必要であるか又は望ましいかを検討すべきであることを総会は確認した。</p>
<p>211. The Observer from OIE, referring to the written submission, drew the attention of the Commission to two main points: the framework for cooperation between OIE and Codex, and the organisation of an international Conference addressing both OIE and Codex standards on traceability and their implementation at the national level.</p>	<p>211. OIE の代表は、提出した書面を参照し、以下の二つの主な点に総会の注意を向けた。①OIE とコーデックスとの協力の枠組み、②トレーサビリティに関する OIE とコーデックス規格及び国レベルでの当該規格の実施を対象とした国際会議の計画。</p>
<p>212. With regard to the current framework for cooperation between OIE and Codex, he explained that OIE had been involved in consultations with Codex, FAO and WHO since 2001 with a view to improving the coordination of standards setting activities. He highlighted that the cooperation between OIE and Codex had produced over the present years positive results through the exchange of information and the crossreferencing between the respective international standards. He indicated that good examples of collaboration in the development of standards included texts produced by the two organizations regarding meat inspection and animal/product identification and that there was still room for further improvement.</p>	<p>212. OIE とコーデックスの協力に関する現行の枠組みに関し、OIE の代表は、OIE は、基準設定作業の調和を進めるため、2001 年以来コーデックス、FAO 及び WHO との協議に参画していると説明した。当代表は、OIE とコーデックスとの協力は、情報交換及び各々の国際規格の間で相互に参照することにより、近年好ましい成果を上げていることを強調した。さらに、食肉検査及び動物／製品識別に関して二つの組織が作成した文書が、規格策定における協力の良い例である、また、さらに改善の余地があると述べた。</p>

<p>213. The Observer stated that it would be appropriate to formalize the relationship between OIE and Codex by strengthening the legal basis for the production of international standards, including the development of joint OIE-Codex standards, where appropriate. He encouraged the Commission to recommend that OIE, FAO and WHO legal services work together with a view to eventually updating their existing mutual cooperation agreements to enable the establishment of a formal agreement between OIE and Codex.</p>	<p>213. OIE の代表は、適当な場合には OIE とコーデックスの合同規格の作成も対象とした、国際規格の策定のための法的根拠を強化することにより、OIE とコーデックスとの関係を正式なものにすることが適切であると述べた。さらに、OIE とコーデックスとの間の正式な協定の設置を可能とするため、既存の相互協力のための協定を最終的には更新することを目的とし、OIE、FAO 及び WHO の法律担当が協力するよう、総会が勧告することを要請した。</p>
<p>214. On the second point, the Observer informed the Commission of the OIE's plan to hold an international Conference in 2009 in Argentina on the implementation of OIE standards on identification and traceability of live animals. He invited the Commission to consider broadening the scope of the Conference by including Codex standards thus covering the entire food chain and invited FAO and WHO to work together with OIE to organise the event.</p>	<p>214. 二つ目の点について、OIE の代表は、2009 年にアルゼンチンで、動物の識別及びトレーサビリティに関する OIE 規格の実施についての国際会議を計画している旨総会に報告した。当代表は、コーデックス規格を加え、全てのフードチェーンを対象とすることにより、会議の対象を拡大することを検討するよう総会に求めた。さらに、FAO 及び WHO に対し、OIE と協力してこのイベントを計画することを求めた。</p>
<p>215. The Representative of the Legal Counsel of FAO, in presenting the common view of the Legal Offices of FAO and WHO, stated that Codex, despite its functional autonomy, was a statutory body of the parent organizations FAO and WHO and could only act through its parent organizations as regard its relations with external organizations. He informed the Commission that Codex had no legal capacity to conclude agreements and to be, in its own right, directly a party to any agreement or any contractual arrangement and that any agreement concerning Codex, if the need would arise, would necessarily be between FAO and WHO, on the one hand, and OIE, on the other hand. The Representative further stated that OIE was currently a party to agreements with both FAO and WHO and that these agreements provided a broad framework under which a wide range of cooperation activities could be carried out. He indicated the need to identify all practical issues that deserve special and specific treatment and clearly identify problems that hindered practical collaboration between Codex and OIE, with due consideration being paid to the status of FAO and WHO as organizations of the United Nations System.</p>	<p>215. FAO の法律顧問代表は、FAO 及び WHO 法律部局の共通意見として、コーデックスは、機能的には独立しているが、親機関である FAO 及び WHO の下に制定された組織であり、外部機関との関係に関しては、親機関を通してのみ行動できると述べた。当代表は、コーデックスは、協定を締結したり、独自の権利において協定や契約上の取決めの直接の当事者になる法的能力は持たない、また、コーデックスに関するいかなる協定も、必要性が生じれば、FAO 及び WHO（一方の当事者）と OIE（他方の当事者）との間で締結される必要があると総会に通知した。さらに、OIE は現在 FAO と WHO の両者と協定を結んでおり、この協定は、広範囲な協力を実施することのできる幅広い枠組みを提供していると述べた。彼は、国連システムの機関としての FAO 及び WHO の位置づけに十分な考慮を払った上で、特別な取扱いをするのに相応しい全ての実質的な事項を確認し、コーデックスと OIE との間の協力を実質的に妨げる問題を明確にする必要があると述べた。</p>

<p>216. Many delegations expressed their support for further strengthening the collaboration between Codex and OIE. Views expressed included: that there were a need for more consistency between Codex and OIE texts in order to ensure a coordinated approach to food safety throughout the food chain; that collaboration between veterinary and public health services needed to be strengthened to enhance food safety; that bilateral agreements between OIE and FAO/WHO currently in place needed to be modified to foster more systematic collaboration between Codex and OIE; that there were many areas of common interest for Codex and OIE including traceability, salmonellosis, certification, antimicrobial resistance; that there was a need to ensure more consistency in the decision-making process and standards between Codex and OIE; that collaboration between Codex and OIE needed to be strengthened also at national and regional level; and that the <i>Guidelines on Cooperation with International Intergovernmental Organizations</i> provided adequate guidance to ensure good collaboration between Codex and OIE and there was no need to review the current arrangements for cooperation.</p>	<p>216. 多くの代表団は、コーデックスと OIE の間の協力を強化することに対し支持を表明した。以下の見解が示された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① フードチェーン全体において食品安全に対する調和した取組みが確保されるように、コーデックスと OIE の文書の間でより一層の整合性を図る必要がある。 ② 食品安全を増進するため、獣医と公衆衛生部門の間での協力の強化が必要である。 ③ 既存の OIE と FAO/WHO の間の相互協定は、コーデックスと OIE のより系統的な協力を促進するため改訂する必要がある。 ④ トレーサビリティ、サルモネラ症、認証、抗菌剤耐性といったコーデックスと OIE で共通に関心のある多くの分野が存在する。 ⑤ コーデックスと OIE の意思決定過程や規格において、より統一性を確保する必要がある。 ⑥ コーデックスと OIE との協力は、国レベル・地域レベルにおいても強化される必要がある。 ⑦ 「国際政府間機関との協力に関するガイドライン」が、コーデックスと OIE との良好な協力を確保するのに十分な指針を提供しており、既存の協力のための取決めを見直す必要はない。
<p>217. In response to the statement made by the Representative of the Legal Counsel of FAO, the Observer from OIE indicated the lack of a specific reference to Codex in the WHO-OIE Agreement as one of the problems to be addressed to further strengthen the collaboration between Codex and OIE.</p>	<p>217. FAO の法律顧問代表の発言に対し、OIE の代表は、WHO と OIE との協定においてコーデックスに明確に言及していないことがコーデックスと OIE との協力の強化のために考慮されるべき問題の一つであると述べた。</p>
<p>218. The Commission concluded its discussion by noting the ongoing substantial cooperation between Codex and OIE and recognised the need to further strengthen this collaboration on substantive matters.</p>	<p>218. 総会は、議論の最後に、コーデックスと OIE の間で相当程度の協力が進められていることに留意するとともに、重要な事項に関しこの協力を強化する必要性を認識した。</p>

<p>219. The Commission recommended that FAO and WHO study the possibility of reviewing or updating FAO and WHO Agreements with OIE, as might be required. It also requested the Codex Secretariat to identify, in cooperation with the Legal Offices of FAO and WHO, any practical problems affecting the cooperation between Codex and OIE that might need to be addressed in a pragmatic manner, and taking into account all relevant circumstances.</p>	<p>219. 総会は、FAO 及び WHO が、必要であれば、OIE と結んでいる FAO 及び WHO の協定を見直すあるいは更新する可能性を検討することを勧告した。さらに、総会はコーデックス事務局に対して、FAO 及び WHO の法律部局と協力し、全ての関連する事項も考慮に入れ、現実的な方法で対処する必要があると思われる、コーデックスと OIE の間の協力が影響を与える実質的な問題を確認するよう要請した。</p>
<p>220. With regard to the planned OIE Conference on traceability, the Commission noted that such event could best be organised in collaboration with FAO and WHO. It was also noted that the experts having Codex background could usefully participate in the planned Conference to keep informed the Commission and its subsidiary bodies on relevant development in order to facilitate the participation of those interested at this important event.</p>	<p>220. トレーサビリティに関する計画中の OIE 会議については、FAO 及び WHO と協力して計画するのが最善であると、総会は留意した。また、この重要なイベントへの関心のある者の参加を促進するため、コーデックスに関する経験や知見を持つ専門家が計画中の会議に参画し、関連する情報を総会及び下部機関に提供することが有益であると総会は留意した。</p>